

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
1 「計画案」の基本的な考え方	この「計画案」が食品衛生法第24条第1項に基づき策定されていることは、単に監視・指導という枠にとどまらず、広く「県民の健康保護」「予防原則」という点で期待できると考えます。	1	【その他】
2 「計画案」の基本的な考え方	フードチェーンの考え方のもとに、食品供給の各段階での監視指導を行うことは重要であり、関係各機関との連携を、ますます強化していただきたいと思えます。	1	【記述済み】(第3.2 第4.2) 関係機関との連携については、農政部等の関係機関と引き続き連携を図ります。
3 「計画案」の基本的な考え方	消費者教育推進法に基づき、山梨県でも昨年「消費者教育推進計画」が策定されました。食に関する消費者教育は身近で重要なことであり、消費者は家庭での食中毒防止等のための知識と理解を深め、安全行政に意見を述べる役割があります。食生活のあり方、農林水産業や加工事業者、行政とのリスクコミュニケーションの場を多数作るべきと考えます。	1	【記述済み】(第3.1 第12.2) 消費者教育については、ホームページ、広報紙、講習会等を通じて、食品衛生思想の普及啓発を行います。また、リスクコミュニケーションについては、担当課へいただいた御意見を伝えるとともに、連携を図ります。
4 「計画案」の基本的な考え方	日本への食料品輸入は年々、増加傾向にあります。山梨県消費回連は、厚労省の平成27年輸入食品監視指導計画(案)に対し、検査体制の強化について意見を提出しました。山梨県に入ってくる輸入食品も、当然増加していると思われるので、迅速な情報提供と安全対策の強化を求めます。	1	【記載済み】(第8.1 第12.1) 輸入食品の検査の実施については、引き続き実施します。情報提供については、県HPにおいて充実努めます。
5 「計画案」の基本的な考え方	TSE(伝達性海綿状脳症)検査については、引き続き重点的に行うべきと考えます。国は昨年度、輸入牛肉に関する規制緩和を行い、国産牛肉についても昨年度BSE検査を30ヶ月齢に引き下げることを決めました。しかし、BSEの原因や感染経路が不明な現段階においては、検査によって、感染牛の流通が排除されるということは必要だと思えます。	1	【記述済み】(第4.1 第6.2) TSE検査については、平成25年に厚生労働省は、食品安全委員会からの「検査対象月齢を48ヶ月(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との食品健康影響評価結果を受け、検査対象月齢を48ヶ月齢の牛に引き上げました。また、OIE(世界獣疫事務局)も日本を「無視できるBSEリスク国」として承認し、国際的にも国産牛肉の安全性が評価されたところ です。 この様な科学的検証結果に加え、引き続き法令に基づいたTSEスクリーニング検査を実施するとともに、と畜場におけるSRM(特定危険部位)の確実な除去を実施させることにより、国産牛肉の安全性の確保に努めて参ります。
6 「計画案」の基本的な考え方	一昨年のメニュー・料理等の食品表示偽装の事例を受け、食品表示法の改正がありました。表示偽装は消費者の知る権利を失わせ、健康被害を招く恐れもあり、監視指導を強めるべきと考えます。	1	【その他】 メニュー等の偽装表示については、担当課へいただいた御意見を伝えます。
7 監視・指導の実施体制について	山梨県食の安全・安心推進条例では、山梨県・食品事業者・消費者の責務と役割が定められています。まずは食品事業者の責務がきちんと果たされることが重要です。一度でも事件・事故があった場合は、その後の十分な監視体制をとる必要があります。	1	【記述済み】(第7.1) 前年度に食中毒を発生させた施設や規格基準等の違反食品を流通させた施設については、重点的に監視を行います。
8 監視・指導の実施体制について	また、国や県の他部署との連携が非常に大切と考えます。食品の安全については複数の法令が関与しているのですが、消費者庁設置後、どのように体制の強化がなされたか、はつきりしていないように思われます。様々な法に基づいて、役割分担を決め、しっかりと公表すべきです。	1	【その他】 担当課へいただいた御意見を伝えます。

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
9	<p>監視・指導の実施体制について</p> <p>また、今後TPP交渉などに伴い、輸入食品の今以上の大幅な増加も見込まれることから、県内に入ってくる輸入食品についての監視指導体制の充実も必要です。国の輸入食品の実質の検査率は10%にも満たないことから、山梨県内の監視指導は重要だと考えます</p>	1	<p>【記載済み】(第8.1) 輸入食品の検査の実施については、引き続き実施します。</p>
10	<p>監視・指導の実施体制について</p> <p>食品表示に関する関係機関(国)の表において、次の箇所を修正して欲しい。 1 所在地及び連絡先中「食品表示110番」窓口を削除 2 表示に関する主な担当内容中の「表示相談への対応」を削除 3 関係機関各欄の表示・規格チームの下に「流通監視チーム」を加筆</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】 意見のとおり訂正します。</p>
11	<p>重点的に監視指導する事項について</p> <p>食中毒予防については、件数は減少したものの患者数は増加しており、年間を通し、食品管理、保存方法の重要性を含め、広く県民への広報活動を進めてください。また、牛肉の生食に関しての規格基準の遵守、加熱調理の不備による食中毒防止への監視指導の徹底を求めます。</p>	1	<p>【記述済み】(第3.1 第5.1 第6.3 第7.1 第12.2.2) 消費者教育については、ホームページ、広報紙、講習会等を通じて、食品衛生思想の普及啓発を行います。また、リスクコミュニケーションについては、担当課へいただいた御意見を伝えるとともに、連携を図ります。 生食用牛肉を取り扱う施設には、重点監視項目について監視を行います。</p>
12	<p>重点的に監視指導する事項について</p> <p>HACCPを用いた衛生管理基準を条例に追加したことは大きな前進です。しかし、重要なものは導入推進であり、周知、指導と監視体制を整え、県内事業者への導入を進むことを期待します。尚、中小の食品等事業者がHACCPのシステムを導入するのが困難な場合の、積極的な支援またはそれに替わる簡易なシステム等についても考えざるべきです。</p>	1	<p>【記載済み】(第5.2) HACCP導入については、積極的に推進を図ります。事業者への周知、指導の中には、支援も含まれています。また、HACCPの導入が困難な事業者については、HACCP7原則の一部を適用除外(重要管理点を設定しない場合など)することが、本県の条例にも盛り込まれております。</p>
13	<p>重点的に監視指導する事項について</p> <p>一元化される食品表示法の施行内容について、事業者、消費者への周知、監視指導も大きな課題となります。関係機関との連携を進めてください。</p>	1	<p>【記述済み】(第4.2 第5.3) 関係機関との連携を図ります。</p>
14	<p>重点的に監視指導する事項について</p> <p>また、重点的に監視指導する項目にはなっていませんが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質についての不安は、未だに続いています。また、汚染水の問題は更に深刻な状況です。この実態を十分に踏まえ、関係各部署との連携を密にしながら適切な対応をしていくことを求めます。</p>	1	<p>【記載済み】(第4.2 第8 第8.2) 昨年度と同様に食品の放射性物質検査を100検体行います。他部局とも連携し対応します。</p>

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
15	違反を発見した場合の対応について	1	【記述済み】(第9) 行政処分等を行った場合には、公表しております。 【その他】 「山梨県食の安全・安心推進条例」に關係する御意見については、担当課へを伝えます。
16	食中毒発生時の対応について	1	【記述済み】(第4)
17	食品事業者に対する自主的な衛生管理の推進について	1	【記述済み】(第5.2 第7)
18	情報と意見交換について	1	【記述済み】(第12.2) 講習会や食品衛生月間などを通じて、啓発して参ります。
19	情報と意見交換について	1	【修正加筆等意見反映】 県ホームページでの公表以外に、放射性物質の検査結果については、引き続き報道機関に情報提供していきます。また、策定した監視指導計画及びその年度ごの実施結果については、今後、県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターにおいて紙面により情報提供します。
20	主な検査内容	1	【その他】 御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。新基準については、平成27年12月31日までに製造された製品については、猶予期間が設けられております。行政機関としては、事業者が不利益を被らないよう平成27年12月31日までは旧基準で収去検査を行います。なお、事業者は、猶予期間が終了するまでの間に、自主検査等で新基準に適合しているか確認し、新基準に適合していない場合は、その改善を図っておく必要があります。